

業 務 委 託 契 約 書 (案)

1 委託業務名	吹田市留守家庭児童育成室待機児童居場所確保業務
2 履行場所	吹田市立小学校内
3 業務の内容	留守家庭児童育成室待機児童に対し放課後を過ごす居場所を提供する業務
4 履行期間	令和 5年 月 日から令和6年3月31日まで ただし、小学校への管理員配置は令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
5 業務委託料 (単価契約金額)	1年間1か所当たり ×××円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ×××円)
6 契約保証金	第6条のとおり (契約保証金等の額は、業務委託料の100分の10に相当する額以上とする。)

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

発注者 吹 田 市

代 表 者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所 在 地
商号又は名称
代 表 者

(総則)

第1条 受注者は、この契約書に基づき、別冊の仕様書等に従い、日本国の法令を順守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 第1項の仕様書等に明記されていない仕様がある時は、発注者と受注者が協議して定める。

3 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、通告及び解除は、書面により行わなければならない。

(業務内容)

第2条 受注者は、放課後等の自主的な活動の場として、小学校の図書室や運動場等を利用し、児童の心豊かでたくましい育ちを支援するとともに、その保護者が安心して働けるよう配慮して、吹田市留守家庭児童育成室待機児童の居場所を確保する事業の運営を行うものとする。詳細については、別冊の仕様書等に従うものとする。

(公共性の尊重)

第3条 受注者は、放課後児童育成室事業の目的を十分理解し、当該事業の実施に当たって求められる公共性に配慮し、その趣旨を尊重しなければならない。

(法令上の責任)

第4条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、その他関係法令を遵守しなければならない。

2 受注者は、事業主として、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上の全ての問題について責任を負うものとする。

(委託料の支払い)

第5条 契約期間中に、障がい等により個別に支援が必要な児童を新たに受け入れること等により、著しい作業内容の追加及び業務量の増大が認められるときは、委託料の変更について、市と協議し決定するものとする。

2 委託料の支払は、月払とし、履行の翌月以降に落札業者から吹田市に対して請求し、正当な請求行為を確認した上で請求日から30日以内に支払うものとする。支払については、単価契約金額を12月で均等に分割し、千円未満に端数が生じた場合は、年度の当初の月に支払うものとする。ただし、契約の一部解除、その他の事由により、1か月に満たない月が生じたときは、当該部分に相当する委託料を日割計算とする。また、変更契約が締結された場合は、別途協議するものとする。なお、支払開始月は、令和5年4月分からとする。

(契約の保証)

第6条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料（単価契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任等の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第24条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第24条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務の調査等)

第10条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第11条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議して書面によりこれを定める。

(秘密を守る義務)

第12条 受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の履行に当たる受注者の従事者も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責めを免れない。

2 前項の規定は、この契約の履行期間終了後又はこの契約の解除後においても同様とする。

(提供資料の保全等)

第13条 受注者は、業務の履行に伴い発注者が提供する個人情報その他の資料について、次の事項を守らなければならない。

- (1) 複写及び複製を行わないこと。
- (2) 業務の用途以外に使用しないこと。
- (3) 第三者に提供しないこと。
- (4) 保管、使用及び搬送に際しては、事故のないよう適正に行うこと。
- (5) 紛失等の事故が生じた場合は、直ちに発注者に報告すること。

(従業員研修)

第14条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(従事者の指揮監督及び届出)

第15条 受注者は、業務の処理に当たり、従事者に対し業務に必要な指導及び教育、指揮監督

を行うと共に、従事者による業務上の行為については、一切の責任を負わなければならない。

- 2 受注者は、履行場所に業務責任者及び管理者を置き、その氏名その他必要な事項を別に定める様式により、発注者に届け出なければならない。業務責任者及び管理者を変更した場合は遅滞なくその旨を届出なければならない。
- 3 受注者は、前2項に定める者以外の者を業務に従事させてはならない。

(業務の完了等による書類の提出)

第16条 受注者は、仕様書に基づき、履行の翌月以降、遅滞なく発注者に対して別に定める様式により、月間報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定のほか、仕様書に基づく業務の履行状況及びその結果について、受注者に随時報告を求め、必要に応じて現地検査を行うことができるものとする。

(従事者の品位等の保持)

第17条 受注者は、従事者に業務の履行に当たり、端正な服装や態度等について、ふさわしい品位を保持させるよう努めなければならない。

(臨機の措置等)

第18条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者で協議の上、臨機の措置を採らなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置を採らなければならない。

- 2 前項の場合において、受注者は、その採った措置の内容について、遅滞なく発注者に報告しなければならない。
- 3 発注者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めたときは、受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができるものとする。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した経費のうち、契約代金額の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分の経費については、発注者がこれを負担するものとする。

(損害賠償)

第19条 受注者は、業務の実施に関し、自己又は従事者の故意又は過失により、発注者又は第三者に対して損害を与えたときは、直ちに報告し、かつ、発注者又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない事由により生じた損害については、この限りでない。

- 2 前項本文に規定する損害のうち、第三者に対する損害の発生に際し、発注者にも過失が認められる場合においては、発注者と受注者で共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に

要する経費の負担は、発注者と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

- 3 受注者が、この契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者が受注者に支払うべき代金額からこれを差し引くことができる。

(従事者に対する補償)

第20条 受注者の従事者が業務の実施に関し、災害又は事故等により負傷又は死亡した場合は、発注者は、これに対し補償等一切の責任を負わないものとする。

(履行遅滞等)

第21条 受注者は、業務の全部又は一部を発注者が指定した日に実施することができなくなる事態が発生し、又は発生するおそれがあると判断したときは、速やかにその理由を付した書面により発注者に通知するとともに、代替従事者の派遣等、適切な措置を講じなければならない。

(一部不履行等)

第22条 業務の一部が不履行に終わったときは、履行代金の支払の際、履行代金から当該不履行となった業務に係る契約代金額相当額（以下「不履行金額」という。）を除外することができるものとする。

- 2 発注者は、前項の不履行となった理由が受注者の責めに帰するときは、不履行金額の100分の5に相当する額を違約金として、受注者に請求することができるものとする。

(権利の帰属)

第23条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権等)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第24条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第25条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第24条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第8条第2項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第24条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第24条、第24条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する契約金額を受注者に支払うものとする。

（受注者の契約解除権）

第25条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、発注者と協議の上、契約を解除することができる。

(1) 第11条の規定により委託業務内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(解除に伴う措置)

第26条 受注者は、この契約が解除された場合において、発注者からの貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 第1項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第24条、第24条の2又は第24条の3の規定によるときは発注者が定め、前条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第27条 受注者が、この契約に関して、第24条の2各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第24条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第28条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第24条、第24条の2又は第24条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第29条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は契約金額のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(補 則)

第30条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。